国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス実施要綱

令和2年10月1日館長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、麗澤大学図書館が実施する、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス により送信を受けたデジタル化資料の閲覧及び複写サービス(以下「デジタル化資料送信サービス」と いう。)について、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 デジタル化資料送信サービスを利用できる者は、利用細則第2条の規定に基づき図書館利用登録を認められた者の内、館外貸出を受けることができる者に限る。

(閲覧)

第3条 閲覧を希望する者は、所定の申込書に記入し、図書館スタッフに提出の上図書館 I 階カウンター前閲覧用端末で閲覧するものとする。

閲覧可能な時間は、開館時刻から閉館時刻の 15 分前までとする。

利用者は閲覧にあたり、以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1. 閲覧用端末の館外への持ち出し
- 2. 閲覧用端末への外部記憶装置の接続
- 3. 閲覧用端末の画面の撮影
- 4. 画面キャプチャ、スキャニングまたは資料の電子ファイルの取得

(複写)

第4条 利用者は、所定の申込書に記入し、図書館スタッフに提出の上資料の複写を依頼することができる。 複写の範囲および部数は、著作権法の規定によるものとする。

複写は図書館のスタッフが管理用端末より行い、A3 判以下の用紙への印刷出力によるものとする。

(複写料金)

第5条 複写を利用する者は、複写料金を納付しなければならない。

複写利用料金は、以下の通りとする。

モノクロ複写	40 円均一(枚)
カラー複写	90 円均一(枚)

※料金は状況に応じ改定の可能性あり。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

また、デジタル化資料送信サービスの利用については、国立国会図書館が定める利用条件を遵守するものとする。

附則

この要綱は、令和2年 10 月 1 日から施行する。